

災害時物資配送計画の概要

第1章 総則

1 目的

本計画は、区の備蓄物資や、国・都からの支援物資、その他の救援物資・義援物資等を確実にかつできる限り速やかに指定避難所等に届けるため、区の地域内輸送拠点等から指定避難所までの配送要領等を具体化するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、世田谷区地域防災計画 震災編 第2部 第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」をさらに具体化することで、物資配送の確実性と実効性の向上を図るものであり、国・都・区の関連法令・計画等と整合をとり策定する個別計画である。

3 本計画のイメージ → 次ページのとおり

4 区及び関係機関等の役割

世田谷区災害対策本部、防災関係機関（陸上自衛隊第1普通科連隊）、協定締結事業者等（ヤマト運輸株式会社南東京主管支店、東京都トラック協会世田谷支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、世田谷リサイクル協同組合、備蓄物資管理業務委託事業者）、関係団体（世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、せたがや防災NPOアクション）

5 緊急通行車両の確認等

区は、災害発生時等においていち早く緊急交通路を使用して物資を供給するため、災害発生前に緊急通行車両等として使用する車両について、所管の警察署に緊急通行車両確認申出書を提出し、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。また、緊急通行車両の現況把握及び表示の準備を継続的に行う。

第2章 物資の配送

1 基本的な考え方（物資配送のタイムライン）

(1) 発災後概ね3日間

区は、避難所運営用防災倉庫の備蓄物資の使用のほか、広域用防災倉庫の備蓄物資及び都からの支援物資の配送を行う。

(2) 発災後概ね4日目以降

区は、国、協定締結自治体、他自治体及び協定締結事業者等からの支援物資の受入れを行い、指定避難所等に配送する。都、関係機関等と調整し、早期のプル型への移行に努める。

2 災害時における国・都及び区等の役割

国は都への物資支援、都は国からの支援物資の受入れ・輸送等、区は協定締結事業者等と連携し、地域内輸送拠点から指定避難所等への配送等を行う。

3 区備蓄物資、国・都からの支援物資の配送

(1) 広域用防災倉庫からの区備蓄物資の配送

災対地域本部は、東京都トラック協会世田谷支部等の協定事業者や物流事業者と連携し、広域用防災倉庫（区内16箇所）の区備蓄物資等をプッシュ型により指定避難所等に対して速やかに配送する。

(2) 羽田クロノゲートからの支援物資の配送

災対物資管理部及びヤマト運輸は、国・都からの支援物資を羽田クロノゲートで受領し、指定避難所毎に仕分けし、営業所においては営業所が運用する小型車等に積み替えを行い、指定避難所等への配送を行う。

(3) 羽田クロノゲートが使用できない場合の支援物資の配送

区は、羽田クロノゲートが停電、倒壊等により使用できない場合は、地域内輸送拠点第2順位（大蔵第二運動場、ヤマト運輸成城支店、国士舘大学）を、また、必要に応じて区民会館及び民間の物資集積協力施設（区内協定締結大学9箇所）等を使用して、他県等からの派遣職員、協定締結事業者等と連携し、国・都からの支援物資を受領・集積するとともに、指定避難所等へ配送する。

<都・関係機関等の物資の種別と支援時期の目安>

物資種別	発災～3日間	発災4～7日目	発災1週間以降～
都・区市町村 (備蓄物資)	■		
国 (支援物資)		■ (プッシュ型支援)	■ (プル型支援)
協定事業者 (調達物資)		■	■
広域応援協定団体 (支援物資)	■		

4 国・都以外からの救援物資等の配送

(1) 協定締結自治体、他自治体等からの救援物資の配送

区は、協定締結自治体、他自治体等からの支援物資を、地域内輸送拠点第2順位又は区民会館において受領する。また、羽田クロノゲートが余裕のある場合は、羽田クロノゲートにおいて受領するほか、必要に応じて、民間の物資集積協力施設（区内協定締結大学9箇所）を使用し、指定避難所等へ配送する。

(2) 協定締結事業者・民間事業者等からの調達物資等の配送

災対物資管理部は、災対統括部、災対地域本部、指定避難所等のニーズに基づき、協定締結事業者や民間事業者等から食料や生活必需品等の調達を行い、災対地域本部が区民会館及び民間の物資集積協力施設で受領・仕分けして、協定締結事業者等と協力し、指定避難所等へ配送する。

5 上用賀公園体育館竣工後（令和13年度以降完成予定）の物資配送

体育館竣工後は、地下大規模備蓄倉庫には発災後3日以内に必要な都からの寄託物資（食料）の備蓄を予定するとともに、地域内輸送拠点第2順位として位置づけ、協定締結自治体、他自治体等からの支援物資を1階アリーナで受領・集積・仕分け・積み込みを行う場とするなど、国・都等からの支援物資の受領等を行う羽田クロノゲートを補完し、複線型の物資配送体制として運用する。

※ 災害時の協定締結事業者による拠点運営や、竣工前における上用賀公園拡張用地の有効活用を行う。

6 医療物資の配送等

(1) 医療救護活動におけるフェーズ区分等

区は、医療救護所や避難所等で使用する発災後3日間で必要な量を目安として医薬品等を備蓄する。個人からの支援物資は基本的に受け入れず、災害時に使用する医薬品等は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の受入れ及び利用はその補完的な位置付けとする。

(2) 医療物資の配送

災対医療衛生部は、発災後、速やかに区の災害薬事センター（うめとびあ）を設置し、国・都、医薬品卸売販売業者等からの医薬品等の医療物資を受領し、必要とする病院等に配送できるよう手配する。

7 在宅避難者等への食料等の配布

○指定避難所等において、災対地域本部及び拠点隊が主体となり、避難所運営組織、ボランティア窓口（サテライト）に派遣されるボランティア、区内NPO等の協力を得て、食料や生活必需品等を配布する。

○指定避難所等での受け取りが困難な要配慮者等に対しては、災対保健福祉部、災対地域本部及び拠点隊が世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、せたがや防災NPOアクション、また、日赤奉仕団、一般ボランティア、民間団体等と連携して、食料、飲料水や生活必需品等の配布を行う。

8 義援物資への対応

(1) 個人からの義援物資への対応

混乱を避け、物資配送の実効性を確保するため、義援金による支援を受けることを基本とする。

(2) 民間事業者等からの義援物資への対応

災対物資管理部は、区内の被害状況や食料、飲料水や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、その受領の適否を検討し、総合的に判断する。

第3章 物資支援要請等の連絡・情報共有

○災対物資管理部は、国が運用する「新物資システム（B-Plo）」（旧物資調達・輸送調整等支援システム）を使用して、国・都に対する支援物資の要請や、輸送等に必要な都との連絡・情報共有を行い、庁内は総合防災情報システムにより連絡・情報共有を行う。

○協定締結事業者等については、電話（防災行政無線含む）、メール、SNS等の使用可能な手段を適時適切に使用して情報連絡・共有を行う。なお、連絡系統図に基づき、平時からメールアドレス等を共有し、メールグループを構成する。

※重要な拠点及び関係部署に防災行政無線（MCA無線機等）を配備する。

世田谷区物資配送計画における配送の流れ

発災

1日目

プッシュ型

2日目～3日目

プッシュ型

4日目以降

プル型へ移行

区の備蓄



- 食料 5,300食 (ビスケット、アルファ米、おかゆ)
- 毛布 500枚
- 携帯トイレ 3,000枚ほか ※1箇所あたり

避難所用備蓄倉庫の備蓄物品を使用する。

広域用防災倉庫 16箇所



上用賀防災拠点(仮)

- 食料 317,000食 (ビスケット、アルファ米、おかゆ)
- 毛布 21,840枚
- 携帯トイレ 22,400枚ほか ※合計値

災対地域本部

協定事業者

避難所



- ・災対地域本部
- ・拠点隊(まちづくりセンター)

広域用防災倉庫



空になった広域用防災倉庫は必要に応じて支援物資の保管庫として使用する。

国・都からの支援物資



基本8品目(食料、毛布、ミルク、子供用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、生理用品)、冷房機器、マスク、消毒液など

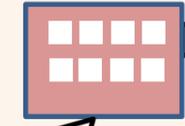
都 広域輸送基地

- ・陸上輸送基地 (京浜トラックターミナル等)
- ・海上輸送基地
- ・航空輸送基地
- ・水上輸送基地



都備蓄倉庫

羽田クロノゲート (地域内輸送拠点第1順位)



災対物資管理部

東京都トラック協会等

ヤマト運輸

ヤマト運輸各営業所



ヤマト運輸

避難所



羽田クロノゲートが使用できない場合

大蔵第2、国土館、ヤマト成城支店 (地域内輸送拠点第2順位)



災対物資管理部

上用賀防災拠点(仮)



災対地域本部

協定事業者・自衛隊

避難所



国・都以外からの支援物資・義援物資

協定締結自治体・他自治体



大蔵第2、国土館、ヤマト成城支店 (地域内輸送拠点第2順位)



災対物資管理部

上用賀防災拠点(仮)



災対地域本部

協定事業者・自衛隊

避難所



協定締結事業者・民間事業者からの調達・義援物資

個人からの支援の受入れについては義援金を原則とする。



区民会館・協定締結大学



災対地域本部

協定事業者・自衛隊

避難所



在宅避難者等に対しては原則として避難所で物資の配布を行う。

災対地域本部、拠点隊、ボランティア、区内NPO等

在宅避難者等



災対保健福祉部、災対地域本部、日赤奉仕団、ボランティア、民間団体等

物資の受け取りが困難な要配慮者等へは協力団体が物資を配布する。